

課徴金勧告事案に係る違反行為ごとの主な特色

1 内部者取引事案の特色

○ 違反行為に係る重要事実が多様化の傾向にある。

- ・ 平成 22 年度に初めて勧告をした重要事実は、自己株式取得及び子会社異動を伴う株式譲渡等。
- ・ バスケット条項の適用は、第三者割当の失権に関する 1 事案（第三者割当による転換社債型予約権付社債の発行が失権となる蓋然性が高まり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財政基盤を充実させるのに必要な資金を確保することが著しく困難となったこと）

※ バスケット条項 金融商品取引法第 166 条第 2 項第 4 号に規定する、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

（表 1－1）重要事実別勧告状況（勧告事案を勧告時点ごとに集計し、違反行為に係る重要事実別に分類したもの）

年 度	17	18	19	20	21	22	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	19
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	2	6
合併	0	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	19
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	11
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	14
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	7
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	4
公開買付け	0	0	3	3	13	2	21
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
合計	6	11	16	18	38	21	110
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

（注） 1 年度とは、当年 4 月～翌年 3 月をいう。

2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。

（以上、（表 2）（表 3）（表 4）（表 5）（表 6）（表 7）において同じ）

3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

- 新株等発行、決算情報、公開買付けなどは、毎年度違反行為が発生。
一方、民事再生・会社更生は20年度に集中。

(表1-2) 重要事実別違反行為状況(勧告事案を違反行為時点ごとに集計し、違反行為に係る重要事実別に分類したもの)

年 度	17	18	19	20	21	計
新株等発行	5	5	2	4	3	19
自己株式取得	0	0	0	0	1	1
株式分割	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	5	0	2	7
合併	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	5	5	7	0	3	20
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	10	0	11
行政処分の発生	0	0	0	2	0	2
決算情報	6	6	4	1	1	18
バスケット条項	0	0	2	6	0	8
子会社の重要事実	1	0	0	3	0	4
公開買付け	5	12	11	9	2	39
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
合計	25	30	32	35	13	135

- (注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。
2 件数は、違反行為ベースで計上している。
3 違反行為者が複数の重要事実により行った違反行為をそれぞれ計上しているため、合計数は(表1-1)の件数(課徴金勧告時点)と一致しない。

- 行為者は、21 年度に引き続き、第一次情報受領者が関係者を上回る。
- 会社の役員及び社員（以下「役員及び社員」という。）に対する勧告は 3 件のみ。

（表 2）行為者属性（適用条項）別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
会社関係者(166 条)	4	8	9	14	13	8	56
発行会社役員(1 項 1 号)	0	1	1	2	4	1	9
発行会社社員(1 項 1 号)	4	3	3	4	7	2	23
発行会社(175 条 9 項による準用)	0	2	1	0	0	0	3
契約締結者等(1 項 4 号・5 号)	0	2	4	8	2	5	21
公開買付者等関係者(167 条)	0	0	0	1	4	0	5
買付者役員(1 項 1 号)	0	0	0	1	0	0	1
買付者社員(1 項 1 号)	0	0	0	0	1	0	1
買付者との契約締結者等 (1 項 4 号・5 号)	0	0	0	0	3	0	3
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	47
会社の重要事実(166 条 3 項)	0	3	4	2	12	10	31
公開買付け事実(167 条 3 項)	0	0	3	2	9	2	16
合計	4	11	16	19	38	20	108
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

（注） 違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性（適用条項）を重複して計上しているものがある。このため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数欄数は一致しないものがある。

- 第一次情報受領者に重要事実を伝達した者（以下「伝達者」という。）の属性は、役員及び社員は減少し契約締結者等が増加。
- 伝達者と第一次情報受領者の関係は、仕事上の関係（株式取得交渉先、取引先、発行会社の監査法人等）、プライベートな関係（小中学校の同級生、元上司、元同僚、同業者、夫婦、交際相手等）と多岐にわたる。
- 発行会社において、内部情報についての管理体制（内部者取引管理規定の作成、情報管理責任者の設置、関係者以外への情報規制等）がある程度構築されていたが、役職員が自社の内部情報を社外の者に伝えたことにより、内部者取引が行われた事例が見受けられた。

（表３）情報伝達者の属性

年 度	18	19	20	21	22	計
会社重要事実の伝達(166 条)	3	4	2	12	10	31
発行会社役員(1 項 1 号)	2	0	1	4	1	8
発行会社社員(1 項 1 号)	0	1	0	5	1	7
発行会社の業務従事者(1 項 1 号)	0	0	0	0	1	1
契約締結者等(1 項4号・5号)	1	3	1	3	7	15
公開買付け事実の伝達(167 条)	0	3	2	9	2	16
買付者役員(1 項 1 号)	0	0	0	0	1	1
買付者社員(1 項 1 号)	0	0	0	1	0	1
買付者の業務従事者(1 項 1 号)	0	1	0	1	0	2
買付者との契約締結者等 (1 項4号・5号)	0	2	2	7	1	12
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	6

（注） 同一の違反行為者について、異なる種類の重要事実について複数の伝達者からの伝達を受けているものを重複して計上している。

- 借名口座が使用された件数は106件中27件。
- 違反行為者が内部者取引を行うために、知人に指示をして証券口座を新規開設させた事例も見受けられた。

(表4) 違反行為に使用された証券口座

年 度	17	18	19	20	21	22	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	79
借名口座	0	3	2	7	7	2	21
自己名義口座と借名口座の 両方を使用	0	0	1	1	3	1	6
合計	4	11	16	17	38	20	106

2 相場操縦事案の特色

- 相場操縦が行われた銘柄のうち、新興市場に上場している銘柄は12銘柄中7銘柄と半数以上を占めている。
- 違反行為は、すべてインターネット取引により行われており、複数の証券口座（最大4口座）を使用した事案は8件である。借名口座を使用した事案は少なく、13件中12件において、違反行為者本人名義の証券口座が用いられている。

（表5）相場操縦行為が行われた銘柄の上場市場

年 度	20	21	22	23	計
東証1部	0	1	1	1	3
東証2部	1	0	1	0	2
東証マザーズ	0	0	3	0	3
大証ジャスダック	0	3	0	0	3
（うち旧ヘラクレス）	（0）	（1）	（0）	-	（1）
名証1部	0	1	0	0	1
名証セントレックス	0	1	0	0	1
札幌	0	1	0	0	1
合計	1	7	5	1	14
年度別勧告件数	1	5	6	1	13

（注） 複数の市場に重複上場している銘柄があり、また、同じ銘柄について複数の違反行為が行われた事案もあるため、各年度の合計数と年度別勧告件数が一致しないものがある。

3 開示書類の虚偽記載事案の特色

- 21 年度に引き続き、新興市場が本則市場を上回る。
- 業種別では、情報・通信業が 12 件、卸売業が 7 件、サービス業が 7 件、建設業が 6 件といったところが目立つ。

(表 6) 上場市場別分類

年 度		18	19	20	21	22	23	計
東 証		1	5	3	4	12	1	26
	1 部	1	4	2	2	4	0	13
	2 部	0	1	0	0	1	0	2
	マザーズ	0	0	1	2	7	1	11
大 証		3	4	8	4	5	0	24
	1 部	1	1	2	0	2	0	6
	2 部	0	0	2	1	0	0	3
	ジャスダック	2	3	4	3	3	0	15
	(うち旧ヘラクレス)	(0)	(3)	(1)	(2)	(0)		(6)
名 証		1	0	1	1	0	1	4
	1 部	1	0	1	1	0	0	3
	セントレックス	0	0	0	0	0	1	1
札 証		0	0	2	0	0	0	2
福 証		0	0	2	0	0	0	2
合計		5	9	16	9	17	2	58
年度別勧告件数		3	8	11	9	18	2	51

(注) 複数の市場に重複上場している企業があり、また、年度別勧告件数には個人に対して行われた勧告件数も含まれているため、各年度の合計数と年度別勧告件数が一致しないものがある。

(表 7) 業種別分類

年 度	18	19	20	21	22	23	計
建設業	2	1	3	0	0	0	6
食料品	0	0	0	0	1	0	1
機械	0	0	3	0	0	0	3
電気機器	0	1	0	0	2	0	3
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	1
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	2
情報・通信業	0	4	1	1	4	2	12
卸売業	0	0	2	3	2	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	3
証券商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	1
不動産業	0	0	0	1	0	0	1
サービス業	0	0	1	1	5	0	7
合計	3	8	11	8	15	2	47